

令和 2 年 9 月 1 日 議会運営委員会 議事録
9 時 59 分 開会

○出席委員 (6 人)

委 員 長 児玉 朋也

副委員長 和田 芳弘

委 員 北地 範久、西村 一啓、網谷 芳孝、日城 究

議 長 細川 雅子

副 議 長 寺岡 公章

○欠席委員 なし

○児玉委員長 おはようございます。

定足数に達していますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

市長がお見えです。御挨拶をいただきたいと思います。

市長。

○入山市長 議会運営委員会開催、ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

○児玉委員長 それでは、議事日程に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。

日程 1、議案の取り扱いについてを議題といたします。

執行部から議案の概要について、説明をお願いいたします。

総務部長。

○中村総務部長 おはようございます。

それでは、令和 2 年 9 月大竹市議会定例会第 5 回議案の概要について説明をさせていただきます。

初めに、認第 13 号令和元年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定についてでございます。

年間有収水量 1,064 万 5,198 立方メートルでございます。前年比 63 万 2,016 立方メートル増となっております。

収益的収支でございます。収入総額は 5 億 1,628 万 3,019 円でございます。支出総額は 4 億 2,710 万 994 円となっております。差引き利益額が 8,918 万 2,025 円となっております。

資本的収支でございます。収入総額は 1 億 9,660 万円、支出総額が 5 億 340 万 7,699 円となっております。差引き不足額が 3 億 680 万 7,699 円となっております。不足額の補填財源の内訳でございますが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 351 万 272 円。それと過年度分損益勘定留保資金 2 億 10 万 5,103 円。それから当年度分損益勘定留保資金 1 億 319 万 2,324 円を充てております。

続いて、諮問第 1 号から諮問第 5 号でございます。現在、人権擁護委員を務めていただいております古原陽子氏、弘兼秀子氏、正木静夫氏、満岡恵美子氏、山本竹生氏、この 5 名が、令和 2 年 12 月 31 日をもって任期満了となりますので、引き続きこの 5 名の方々を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することにつきまして、人権擁護委員法第 6 条第

3項の規定によりまして、市議会の意見を求めるものでございます。こちらにつきましては、補足資料をつけてございますので、こちらを御覧いただければと思います。

それから、議案第60号公平委員会委員の選任の同意についてでございます。

公平委員会委員の北林満氏が、令和2年12月22日をもって任期満了となります。引き続き同氏を選任することにつきまして、地方公務員法第9条の2第2項の規定によりまして、市議会の同意を求めるものでございます。

その次、議案第61号固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてでございます。

固定資産評価審査委員会委員の山本和彦氏が、令和2年9月14日をもって任期満了となりますので、後任といたしまして曾田収氏を固定資産評価審査委員会委員に選任することにつきまして、地方税法第423条第3項の規定によりまして、市議会の同意を求めるものでございます。

その次、議案第62号教育委員会委員の任命の同意についてでございます。

教育委員会委員の中田美穂氏が、令和2年9月29日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を任命することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、市議会の同意を求めるものでございます。

議案第60号から第62号につきましても、補足資料をつけております。御覧いただければと思います。

続きまして、議案第63号大竹市印鑑条例の一部改正についてでございます。

改正の理由でございます。印鑑登録を受けている者の代理人が印鑑登録証明書の交付を申請する場合における代理人の交付申請書への押印を不要にするため、本条例の一部を改正するというものでございます。

印鑑登録を受けている者の代理人が印鑑登録証明書の交付を申請する場合に、代理人の本人確認をしていること、それから住民票その他の証明書類の交付申請において押印を求めているということから、代理人の交付申請への押印を不要にするというものでございます。

施行期日は公布の日としております。

続いて、議案第64号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてでございます。

改正の理由でございます。防疫等作業に従事した職員に対して支給する特殊勤務手当の特例を定めるため、本条例の一部を改正するというものでございます。

改正の内容でございます。新型コロナウイルス感染症への対処のための作業に従事した職員に、特殊勤務手当として、1日につき3,000円、身体に接触、それから、長時間にわたって接した業務の場合にあっては4,000円を支給するものでございます。

施行期日は公布の日としております。ただし、この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は令和2年4月1日から遡って適用するものでございます。

続いて、議案第65号大竹市税条例等の一部改正についてでございます。

改正の理由でございます。地方税法等の一部改正に伴いまして、大竹市税条例等の一部を改正するというものでございます。

改正の主な内容でございます。個人の市民税に関する改正として次のアからカがござい

ます。

ア、イ、ウにつきましては、ひとり親の関係でございます。その見直しにより、婚姻歴の有無による不公平、それから男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平を解消しようとするものでございます。具体的には、この中のところを御覧いただければと思います。

それからエは、低未利用土地等の長期譲渡所得の控除額の見直しでございます。全国的に空き地・空き家が増加する中、新たな利用意向を示す者への土地の譲渡を促進しようとするものでございます。これによりまして、投資の促進、地域の活性化、それから所有者不明土地の発生を防止しようというものでございます。

次にオ、こちらは、新型コロナウイルスの関係でイベントを中止したときの場合などの寄附金控除の適用をするものでございます。

それからカでございます。住宅借入金等特別税額控除でございます。新型コロナウイルスの影響で、取得した住宅への入居が一定期間遅れた場合の税の控除の適用を一定期間延長するものでございます。

施行期日は令和3年1月1日となっております。

それから(2)市たばこ税に関する改正でございます。こちら、葉巻たばこの課税標準に関するものでございます。令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間において、1本当当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの課税標準に係る本数の算定については、葉巻たばこ1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものでございます。

こちら激変緩和のため、段階的にやることになっておりまして、最終的には、葉巻たばこ1本当たり紙巻たばこ1本と算定をするもので、こちらがイのほうに書いております令和3年10月1日以降において、1本当当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの課税標準に係る本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算するものでございます。

その他都市計画税条例の改正ということで条ずれを整理するということと、その他規定の整理を行っております。

それから、議案第66号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

改正の理由でございます。地方税法の一部改正に伴いまして、本条例の一部を改正しようとするものでございます。先ほど税条例のほうでも言いましたけれども、低未利用地の土地の譲渡所得の見直しでございます。同様の理由でございます。

令和3年1月1日から施行することになっております。

続いて、議案第67号大竹会館条例の一部改正でございます。

大竹会館における指定管理者制度の導入、それから使用料の変更を行うものでございます。そのために本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますけれども、(1)といたしまして、指定管理者に関する規定を第10条から第20条まで整備をするものでございます。

それから(2)といたしまして、新しい大竹会館の使用料を設定をするものでございます。新築棟それからアゼリアホールの一部の貸室の使用料を新たに設定するものでござい

ます。

施行期日は令和 2 年 10 月 1 日からとなっております。

続いて、議案第 68 号、大竹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

改正の理由でございます。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴いまして、新型コロナウイルス感染拡大防止等の観点から、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容でございます。放課後児童支援員の数を、利用者の支援に支障がない場合であって市長が特別に認めたときは 1 人以上とすることができるようになっております。

それから放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の拡充を図るため、現在、県知事が行う研修と同等のものということで、指定都市または中核都市の長が行う研修を加えようというものでございます。

施行期日は公布の日としております。

続いて、議案第 69 号工事施行協定の変更についてでございます。

こちら大竹駅自由通路等の工事でございます。平成 30 年 12 月 18 日に議会の議決を得た工事施行協定について、市負担金額を変更するため、市議会の議決を求めるものでございます。

工事名でございます。大竹駅自由通路及び関連都市施設の工事並びに自由通路等の整備に支障する鉄道施設の工事。

工事場所は大竹市新町一丁目、西栄一丁目地内でございます。

変更前の市の負担額でございます。18 億 9,544 万 2,000 円、こちらを 19 億 7,799 万 4,000 円に変更しようとするものでございます。

相手方は日本貨物鉄道株式会社、それから西日本旅客鉄道株式会社でございます。

施行期間は平成 30 年度から令和 5 年度までとなっております。

自由通路等の実施設計が完了いたしまして、工事費が増加したものでございます。主なものとしては待合スペース、それから 1 階通路にひさしを設置する、それから吹き抜け空間を設けるなどによるものでございます。

続いて、議案第 70 号財産の取得についてでございます。こちら高規格救急自動車の関係でございます。

車輛部分ということで、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定によりまして、次のとおり財産を取得することについて、市議会の議決を求めるものでございます。

財産は高規格救急自動車（車輛） 1 台でございます。

納入場所は大竹市消防本部。

取得価格は 2,124 万 5,879 円でございます。

相手方は広島トヨタ自動車株式会社大竹店でございます。

納入期限は令和 3 年 3 月 31 日でございます。

それから、議案第 71 号財産の取得について。こちら高規格救急自動車の救急用資機材の

部分でございます。

先ほど同様に議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定によりまして、市議会の議決を求めるものでございます。

財産は高規格救急自動車（救急用資機材）1式でございます。

納入場所は大竹市消防本部。

取得価格は2,079万円でございます。

相手方は日本船舶薬品株式会社広島営業所。

納入期限は同じく令和3年3月31日でございます。

資機材の主な内容でございます。自動心臓マッサージシステム、自動体外式除細動器、自動解析機能付12誘導心電計、それから画像伝送用資機材などでございます。

続いて、議案第72号令和元年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございます。

令和元年度大竹市水道事業会計剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定によりまして、市議会の議決を求めるものでございます。

未処分利益剰余金の処分でございます。当該年度の年度末の残高でございます。1億5,273万6,755円でございます。減債積立金の積立250万円。それから建設改良積立金の積立2,470万円でございます。

令和元年度大竹市水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、市議会の認定に付するものでございます。

年間有収水量でございます。319万6,207立方メートルでございます。前年比マイナス8万5,247立方メートルとなっております。

続きまして、建設改良事業でございます。1億4,261万9,064円となっております。主な事業は港町一丁目地内配水管改良工事2,547万3,800円。それから小方一丁目地内配水管改良工事2,599万9,600円。それから三ツ石調整池遠方監視装置更新工事1,364万円といったものでございます。

収益的収支でございます。収入総額は5億2,357万4,413円、支出総額が4億7,419万3,502円でございます。差引利益額は4,938万911円でございます。

続いて、資本的収支でございます。収入総額は6,102万270円。それに対しまして、支出総額が1億9,010万9,795円。差引不足額は1億2,908万9,525円となっております。

不足額の補てん財源内訳でございますが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額といたしまして、1,039万1,121円。過年度分損益勘定留保資金といたしまして、1億1,869万8,404円を充てるものでございます。

続いて、議案第73号令和元年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございます。

令和元年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定によりまして、市議会の議決を求めるものでございます。

未処分利益剰余金の処分でございますが、当年度末の残高は4億4,209万2,183円でございます。減債積立金の積立は360万円、建設改良積立金の積立は3,520万円となっております。

ます。

令和元年度大竹市公共下水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、市議会の認定に付するものでございます。

年間総処理水量でございます。739万7,927立方メートル、前年度比といたしまして、17万3,544立方メートル増でございます。

建設改良事業でございます。3億3,108万614円となっております。主な事業といたしましては次の2つ、小島汚水中継ポンプ場（合流）電気設備改築更新工事、それから小島汚水中継ポンプ場（合流）機械設備改築更新工事でございます。費用は御覧のとおりでございます。

収益的収支でございます。収入総額が9億4,405万1,087円、支出総額が8億7,380万7,526円でございます。差引利益額は7,024万3,561円です。

それから資本的収支でございます。収入総額は3億8,411万8,252円、支出総額が5億6,719万4,464円、差引不足額は1億8,307万6,212円となっております。

不足額の補てん財源内訳でございますが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額993万7,226円、それから過年度分損益勘定留保資金9,242万9,816円、当年度分損益勘定留保資金8,070万9,170円を充てるものでございます。

続きまして、議案第74号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第8号）でございます。

補正予算額は2億3,578万9,000円でございます。予算総額は214億8,561万5,000円となります。

先に、歳出の補正予算の内訳の説明をさせていただきたいと思います。

歳出から、第2款総務費でございます。

普通財産等の管理・処分事業395万1,000円でございます。こちら旧穂仁原小学校の校舎の解体設計、それからアスベスト含有調査手数料ということでやっております。こちら県のほうもこの事業を進めていくということをお聞きしておりますので、予算計上するといふものでございます。

それから、基金管理事業1億7,387万5,000円でございます。宮島ボートレースの配分金が入ってきております。大竹市分として当初は約8,000万円を予定しておりましたので、2億5,412万5,000円の差引き分、金額的にはそれが該当するということでございます。

それから、コミュニティづくり推進事業でございます。こちら、新型コロナウイルスの関係で中止をいたしました、コイ・こいフェスティバル補助金を減額するものでございます。マイナス250万円でございます。

それから、戸籍住民基本台帳事務が307万7,000円でございますが、令和5年度から外国に居住する方もマイナンバーが利用可能となるということで、そのシステム改修の費用ということでございます。こちら国の10分の10の補助ということで社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金307万7,000円同額を歳入として計上しております。

続きまして、第3款民生費でございます。

民生委員・児童委員活動支援事業でございます。こちら新型コロナウイルスの関係でございます。新型コロナウイルス感染症が発生したことによりまして、民生委員の活動が制

限されるということで、電話代を1か月当たり1,000円ということで計上しております。こちら県補助金が10分の10ということで同額を民生委員・児童委員活動費緊急県補助金ということで39万2,000円を計上しております。

それから、障害者等自立支援給付事業でございます。こちら市の独自事業ということで90万円、9法人に対しまして、1法人当たり上限10万円、こちらを感染対策費として支援をするというものでございます。

その下、障害者等地域生活支援事業でございます。こちら先ほどの障害者の支援と一緒になんですけれども、こちらは国と県の補助が入っております。全体で70万円でございます。国が2分の1、障害者総合支援事業費国庫補助金35万円。それから県が4分の1で、障害者総合支援事業費県補助金17万5,000円をそれぞれ負担をしていただけるということで市の持ち出しは残りの4分の1で17万5,000円になります。

それから、介護施設整備等補助事業で、こちら松ヶ原のふきのとうが申請をしております。国の10分の10のものでございます。補助ということで国のほうは地域介護・福祉空間整備等交付金ということで136万9,000円がついております。内容としては、ポータブルの発電機を2台ほど整備すると聞いております。

それから、第4款衛生費でございます。

予防接種推進事業44万円でございます。こちらは令和2年10月からロタウイルスワクチンが定期接種化されておりますので、それに対応するためのシステム改修費用でございます。

それから、休日診療所運営事業でございます。こちら新型コロナウイルス対策ということで、県のほうが10分の10の補助をしております。新型コロナウイルス感染症緊急包括支援県補助金ということで86万9,000円同額を計上しております。内容といたしましては、感染症対策の消耗品など医療従事者の慰労金といったものが対象となっております。

それから、し尿処理場整備事業235万5,000円でございます。こちらは、し尿及び浄化槽汚泥の投入施設建設のための都市計画変更、それから事業認可の変更を令和3年度に予定しておりましたけれども、事業実施前に変更しておく必要があるということが分かりましたので、令和2年に変更手続を行おうとするものでございます。

それから、第8款土木費でございます。

道路・橋りょう新設、改良事業650万円でございます。こちら大竹郵便局前の交差点整備ということで、三興化学のほうに向かって、元ガソリンスタンドがあったところですけども、こちらの土地が今度売却されるということで、以前から売却される際には歩道を整備したいので、お知らせをしてくださいとお願いをしておりましたが、今回、土地を売却するということで、その土地に家を建てる前に歩道を整備しようというものでございます。こちらが650万円でございます。

それから、御園第1公園整備事業でございます。こちら岩国大竹道路の関係で整備する公園でございますが、当初の見積りを精査した結果、1,900万円ほど増額をしなければいけないということになりました。財源といたしましては、補償費として、御園第1公園移転補償費1,400万円を充てることとしております。裏側に階段を設けたりとか、フェンス

を高くするなどの内容が入っております。

それから、第9款消防費でございます。

消防一般事務マイナス7万円ということで、額は低いんですが、これはコイ・こいフェスティバルと一緒に行う消防フェア、こちらがコイ・こいフェスティバルの中止に合わせて中止となりましたので、こちらを減額するというものでございます。

それから、次の消防団活動推進事業も新型コロナウイルスの関係で大竹市消防団ポンプ操法大会が中止になりましたので、その費用を減額するものでございます。マイナス332万1,000円でございます。

それから、消防団資機材整備事業でございます。こちらは防火帽を整備しようということで100万円でございます。消防団員等公務災害補償等共済基金のほうに助成の申請をしておりましたが、それが今回通ったということで、こちら消防団員安全装備品整備等助成金100万円がつかまりましたので、こちらを予算計上するものでございます。

それから、第10款教育費でございます。

小学校管理運営事業と中学校管理運営事業は、同じ内容でございます。国のほうが半分ほど補助してくれるということで、新型コロナウイルス対策でございます。感染予防のための消耗品であるとか、空気清浄機であるとか、そういったものの購入費用に充てるためのものでございます。小学校管理運営事業費が450万円、国の補助はその半分の225万円がついております。それから中学校管理運営事業費のほうも同じように300万円を計上して国の補助金が150万円ほどついております。

それから、小学校教育振興事業と中学校教育振興事業は今新聞でもよく出ておりますけれども、修学旅行のキャンセル料を予算計上しておくものでございます。どうしても新型コロナウイルス感染の動きが見えないという中で、のぎりぎりの判断をしなくてはならない場合があるということで、用意をしておくものでございます。

それから、中学生交歓交流事業、こちら沖縄の豊見城市との交流でございますけれども、新型コロナウイルスのために中止となりましたので、84万4,000円を減額するというものでございます。収入のほうは、負担金6万円、参加者の負担金を減額するというものでございます。

それから放課後児童クラブ運営事業でございます。こちらの条例のほうも改正の案があったと思いますが、放課後児童クラブの教室を一部増やすという場合にその支援員の会計年度任用職員分の手当などを増やす、それからもう1点は口座振替の対応をしようということで、こちら463万6,000円を計上しております。これは一部補助が入っております。子ども・子育て資金交付金、国の3分の1の補助、それから一部は10分の10の補助が入っております。234万7,000円、それから県の補助が子ども・子育て支援県交付金114万4,000円、これは大体3分の1の補助が入っております。

それから、学校保健事業でございます。こちら新型コロナウイルス対策で26万6,000円、これは内容といたしましては就学時健診を行うんですが、今、年2回となっており、これを新型コロナウイルス対策として分散をしようということで年4回に増やそうということでございます。そのため医師の謝礼等で報償費が増額となりその分を組ませていただ

いております。

それから、小方学園プール市民開放事業でございます。新型コロナウイルスの関係でプールの開放を中止しております。こちら526万1,000円を減額するものでございます。それに合わせて繰入金を充てておりましたが、こちらのほうも減額をするものでございます。

それから、給食センター運営事業でございます。66万2,000円、こちら新型コロナウイルス対策ということで、4月17日から5月15日に市内の小学校・中学校の臨時休業によりまして影響のあった牛乳、パン、米飯分を補償しようというものでございます。5月臨時会でも3月の補償のほうを計上させていただきましたけれども、同じ内容でございます。

それから、11款災害復旧費でございます。

農地災害復旧事業60万円、こちら豪雨による土砂流出によりまして農水路が閉塞したものでございまして、土砂を撤去したものでございます。場所といたしましては、松ケ原と小栗林でございます。

それから、林道災害復旧事業70万円でございます。同じく豪雨によりまして、林道のり面の土砂崩れということで小栗林線、それから立戸山線が該当することでございます。

それから道路災害復旧事業120万円でございます。これも豪雨によりまして、道路側溝等の土砂を撤去する。それから倒木の撤去でございます。大迫谷尻線道路、それから玖波29号線、それから黒川10号線の倒木などが入っております。

それから、河川災害復旧事業270万円でございます。こちら豪雨によりまして、河川に堆積した土砂の撤去、それから施設の補修でございます。場所は平原川、それから松ケ原の会川と谷郷川などでございます。

それから、歳入といたしまして、繰入金として、財政調整基金繰入金2,050万6,000円、それから前年度の繰越金1,817万3,000円、それからボートレース事業収入1億7,387万5,000円でございます。

以上、合計、歳入歳出2億3,578万9,000円を計上するものでございます。

戻りまして、繰越明許費でございます。第8款土木費、御園第1公園整備事業でございます。こちらは国との協議が長引いていることから年度内の完成は困難であるため繰越明許を計上させていただいております。

それから、債務負担行為の補正でございます。追加分といたしまして、放課後児童クラブ管理システムに要する経費で、口座振替の対応を考えております。その保守経費といったものが発生することで令和3年度から令和4年度まで264万円を組ませていただくものでございます。

それから変更といたしまして、2件ほどございます。物品等の賃借に要する経費で、パソコンの関係でございますけれども、当初5年間の契約ということで、令和3年度から令和6年度としていたんですが、当初契約の開始を4月と考えていたんですが、4月ではなくて年の半ばからということなので、5年間ということになると1年増やさないといけないということで、こちらのミスでございました。1年ほど増やしまして限度額は変更ございません。令和3年度から令和7年度まででございます。

それから、放課後児童クラブ運営に要する経費でございます。こちらクラスを増やすこ

とによります限度額の変更で、1億6,851万6,000円を1億8,796万2,000円に限度額を増やすものでございます。期間の変更はございません。

続きまして、議案第75号令和2年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、補正予算額1,454万1,000円でございます。予算総額は、29億2,154万2,000円でございます。

歳出でございますけれども、前年度の精算分ということで国庫補助金等返還金1,454万1,000円を組んでおるものでございます。

歳入は、前年度繰越金とそれから介護給付費準備基金から繰入金18万1,000円を充てております。

続きまして、議案第76号令和2年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

業務の予定量の補正でございます。単独整備事業として8,929万3,000円を9,235万1,000円に改めるものでございます。

資本的収入の予定額の補正でございます。補正予定額は305万8,000円、予算総額を5億7,836万9,000円とするものでございます。内訳としましては、資本的収入の負担金305万8,000円でございます。

資本的支出の予定額の補正、補正予定額は305万8,000円、予算総額は7億2,539万3,000円とするものでございます。内訳といたしましては資本的支出の建設改良費305万8,000円でございます。こちらの令和3年に予定しておりました土地計画変更、それから事業認可の変更を今年度中に実施するというのを言ったと思いますけど、その内容がこちらに反映されたものでございます。

以上で、令和2年9月大竹市議会定例会（第5回）議案の概要についての説明を終わります。

○児玉委員長 ありがとうございます。

ただいま執行部のほうから議案について説明がございましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 ないようなので、取り扱いについて事務局の説明をお願いします。

局長。

○田中議会事務局 議案の取り扱いについて、事務局案を御説明申し上げます。

議案の上程につきましては、申し合わせにより執行部の説明者ごとに一括となっております。お手元の議事日程に沿って、一括した議案のまとめりごとに取り扱いの御説明をいたします。

まず、認第13号から議案第76号までの4件でございますが、一括上程後、提案理由の説明を受け、全て生活環境委員会へ付託と考えております。

次に、諮問第1号から議案第62号までの8件でございますが、人事案件でございますので、一括上程後、提案理由の説明を受け、委員会への付託を省略し、即決ということで考えております。

次に、議案第63号及び議案第65号の2件でございますが、一括上程後、提案理由の説明を受け、全て生活環境委員会へ付託と考えております。

次に、議案第64号でございますが、上程後、提案理由の説明を受けまして、総務文教委員会へ付託と考えております。

次に、議案第66号でございますが、上程後、提案理由の説明を受けまして、生活環境委員会へ付託と考えております。

次に、議案第67号及び議案第68号の2件でございますが、一括上程後、提案理由の説明を受け、全て総務文教委員会へ付託と考えております。

次に、議案第69号から議案第71号までの3件でございますが、一括上程後、提案理由の説明を受け、議案第69号は生活環境委員会へ付託、議案第70号及び議案第71号は総務文教委員会へ付託と考えております。

次に、議案第74号及び議案第75号の2件でございますが、一括上程後、提案理由の説明を受け、全て総務文教委員会へ付託と考えております。

以上でございます。

○**児玉委員長** ただいま事務局から議案の取り扱いについて説明がございましたが、質疑はありませんか。

和田副委員長。

○**和田委員** 今の議案第75号は生活環境委員会に付託ではないのですか。

○**児玉委員長** 局長。

○**田中議会事務局長** 失礼いたしました。議案第75号のほう、生活環境委員会への付託でございました。もう一度申し上げますと、議案第74号と議案第75号は一括上程後、提案理由の説明を受け、議案第74号が総務文教委員会へ付託、議案第75号が生活環境委員会への付託となります。失礼いたしました。

○**児玉委員長** よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** ないようなので、お諮りいたします。

本件の取り扱いについて、事務局案のとおり決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

続きまして、日程2、請願についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

局長。

○**田中議会事務局長** それでは、提出のありました請願の取り扱いについて、御説明申し上げます。

少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願でございますが、提出者は、連合広島大竹・廿日市地域協議会議長、岡村将城氏ほか一団体でござい

ます。紹介議員は、児玉議員、網谷議員、日域議員、和田議員の4議員でございます。

請願の内容は、配付の文書表のとおりでございます。

取り扱いといたしましては、令和2年請願第2号としまして、本会議初日に上程し、総務文教委員会へ付託と考えております。

請願が採択された場合は、本会議最終日に意見書案を上程、即決と考えております。

慣例では所掌の常任委員長が提出者に、ほかの常任委員長が賛成者となっておりますので、付託先の総務文教委員長が提出者に、また、生活環境委員長が賛成者にと考えております。

意見書案につきましては、請願文書表の3ページ目に添付しております意見書案文を各会派にお持ち帰りの上、御調整いただきまして、訂正等ございましたら9月9日水曜日までに事務局に提出していただき、議案の提出者及び賛成者で調整後、本会議最終日への上程、採決と考えております。

以上でございます。

○児玉委員長 ただいまの事務局の説明につきまして、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 ないようでございます。

それでは、お諮りいたします。

本件の取り扱いについて、事務局案のとおり決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

続きまして、日程3、一般質問についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

局長。

○田中議会事務局長 今回の一般質問は代表制を取っておりますので、複数会派の代表につきましては、発言時間が60分、その他の議員につきましては、30分となっております。

一般質問の通告は、本日9時30分まででございました。通告議員は8名です。

発言順につきましては、本委員会終了後、議長室にお集まりいただいて抽せんということとでよろしく願いいたします。

以上です。

○児玉委員長 ただいまの説明について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 質疑がないようですので、事務局の説明のとおり進めさせていただきます。

続きまして、日程4、会期決定についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

局長。

○田中議会事務局長 会期決定について、御説明申し上げます。

お手元の会期日程表(案)を御覧ください。

会期は9月8日から9月23日までの16日間を考えております。本会議を9月8日に開会

し、会期決定、一般質問終了後に議案、請願の上程をし、先ほど御決定いただきましたとおりの取り扱いをいたします。

なお、予備日を9月9日ということで考えております。

次に、付託されました議案の審査のための各常任委員会の日程でございますが、9月10日、11日の2日間を考えております。

慣例でまいりますと総務文教委員会が10日、生活環境委員会が11日となります。特別委員会につきましては、翌週の9月14日を予定しており、また、14日の特別委員会終了後、議員全員協議会の開催について執行部より申し入れを受けておるところです。

本会議最終日を23日といたしまして、付託議案の委員長報告、質疑、討論、採決を行い、続いて請願の結論が出ておりましたら委員長報告、質疑、討論、採決をいたします。請願が採択された場合には、追加日程として意見書案の採決を行い、9月定例会の閉会と考えております。

なお、議案その2の提出が見込まれており、議案の取り扱いについて、本会議初日、9月8日の9時30分から議会運営委員会を開催と考えておるところです。また、本定例会の最終日に一般会計及び特別会計の決算議案の提出が予定されておりますので、決算議案の取り扱いにつきましては、9月18日の10時から議会運営委員会を開催と考えております。

日程について調整をお願いいたします。

以上、会期決定についての説明を終わります。

○児玉委員長 ただいま局長から説明がございましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 ないようですので、両委員長、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 それでは、お諮りいたします。

会期につきましては、9月8日から23日までの16日間とし、8日10時から本会議、なお、議案その2の提出があれば、同日9時30分から議会運営委員会、翌9日水曜日を本会議予備日に、また、各委員会等につきましては、10日木曜日の10時から総務文教委員会を、11日金曜日の10時から生活環境委員会を、14日月曜日10時から基地周辺対策特別委員会、その終了後、議会改革特別委員会を、その終了後、議員全員協議会を、18日金曜日の10時から議会運営委員会を、本会議最終日は23日水曜日10時からということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

続きまして、日程5、議会改革特別委員会からの報告及び提案を議題といたします。

議会改革特別委員長、副議長から説明をお願いします。

副議長。

○寺岡副議長 すみません。このたびは発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

議会改革特別委員会の報告と提案をさせていただきたいと思います。お手元の資料を御

覧いただきたいと思います。これまで議会改革特別委員会発足しまして約1年間活動が続けてまいりました。ここである程度形になってまいりましたので、議会改革に関わることにいたしまして、この議会運営委員会の場で御紹介、提案をさせていただきます。

まず、最初のページですが、SNSによる情報発信と委員会中継についてでございます。

これらは、目的といたしまして、議会基本条例の前文にある「市民に開かれた議会」こちらを目指していく手段として、実現をさせていこうかと考えております。

内容についてですが、まず、SNS、大竹市の公式Facebookアカウントを作成いたします。基本的に書き込みは議長と議会事務局長からのみとさせていただきます。これまで春頃から議会改革特別委員会の委員のみ閲覧できる形で試行を重ねてまいりました。最近では動画のほうのアップも可能であるということができましたので、ある程度形が整い公開に踏み切るものといたします。今後、議会だよりやホームページ、また、各位からの紹介、シェアもお願いをしたいと思いますので、御協力をお願いします。

ただ、留意事項といたしまして、その場で議員間で議論を行ったり、意見交換する場ではないということをしっかりと把握しておいていただきたいと思います。

また、議員に限らず不適切な書き込みがあった場合には、予告なく削除することもあり得ると。これはSNSやホームページ管理上当然のことではないかと思っておりますので、このあたりもお知りおきください。

続いて、委員会中継の内容でございますが、インターネットを介した委員会での中継を実現させたいと考えております。今、総務課長の真上あたりにカメラがあります。あのカメラが議員のほうを向いておりまして、インターネットで中継をできるように準備を整えております。これまでカメラの位置や音声の具合を調整してまいりました。試行を繰り返しながら準備して、前回の8月の会議でYouTubeでの非告知の放送を委員会内で確認したところ、おおむね了解が得られましたので公開をさせていただければと思います。なお、現在のところ、説明者側の執行部側については音声のみでカメラは向いておりませんので、お知りおきいただければと思います。

なお、留意事項ですけれども、当面は常任委員会のみ公開とし、協議会、政策研究会は、今のところは当てはまっておりません。また、リアルタイムの配信が中心となります。今後、様々な場面で紹介をしていきたいんですが、URLがその都度会議によって異なってくるということです。主にはSNS、先ほど紹介したFacebookで今日の会議はこれでやりますというリンクを張ってお伝えすることが一番多くなるのではないかなと思います。今後、条件が整ってきましたら、録画での放送、キャプションの挿入や、またより広角な映像、稼働できるカメラなど、そういったものを目指していければと考えております。

続いてですね、次のページになります。

常任委員会での自由討議制度について試行できるくらいまでは整いましたので、この場で報告と提案をさせていただきます。

この自由討議の制度ですが、目的として議案や課題の理解を深めることで、より議論の尽くされた決定に導かれる。また、討議を通じて、審議の過程が市民に伝わり、開かれた

議会につながることを期待すると。こういったことを主眼にしながら議会改革特別委員会の中で意見交換を重ねてまいりました。

流れですが、次のページのほうにはフローチャートも参考資料としてつけておりますので、御覧いただければと思います。

まず、自由討議の申し出をする必要があります。その討議をしたいという議案が上がる議会運営委員会にて提案理由の説明を受けた後に、その日を含めて3日以内に事務局を通じて委員長に討議の要旨を添えて申し出をしてもらいます。この際、所属する常任委員からのみ受け付けるということにしております。もちろん討議のテーマは議案に関するもの、そういったものを申し出を受けた日と、その翌日のうちに委員長は各委員及び執行部のほうに通知をします。審査当日、委員長は、その該当する議案の質疑の時間において、全委員の質疑が終わった後に、討議を行うかどうかを諮ります。討議をしましょうということになれば、次の流れになりますが、討議必要がないとなれば、そのまま質疑を終了して討論、採決と進んでまいります。⑥討議に入るときには、委員会を一旦休憩します。その休憩の間に協議会、もしくは政策研究会を開き自由討議を行うというものです。その際、執行部には退席を促しますが、席に残ることは認めると。傍聴も認めるということでございます。今のところ最大20分間の討議時間ということで考えております。そこから逆算をしまして、おおむねの再開時間を伝えて退席をしていただきます。⑧協議会か政策研究会かの判断は委員長が行います。基本的には公開とするんですが、個人情報などに関わる可能性のある際には、執行部を含めて傍聴不可とする場合もあり得る。⑨委員長は討議を始めますと通告をして、終了限度時間を宣告しながら進めてまいります。申出者をはじめとする最初の発言者は、2分以内で論点の要旨を述べて、その後に委員長の采配によって討議を重ねてまいります。委員長は時間の経過、意見の出尽くしの際に討議を終結しますと宣言し、協議会もしくは政策研究会を閉会し、執行部がそろい次第委員会を再開します。討議中に新たな疑義が出てくる可能性がありますので、そういったものは委員長が取りまとめて、代表して再開した委員会の中で執行部のほうに問うてまいります。この場合、ほかの委員からの発言は認めないという方向でいきます。執行部から回答をいただいた後に、質疑を終結して討論、採決と進めてまいります。

あくまで試行ということではあるんですが、留意事項は委員の数が8名いる中で全体で20分しかないことを留意しまして、全委員の発言機会と公平性をしっかりと重んじていただくと。委員長は特定の委員の発言に偏らないように公平な運営に努めていただくと。委員は、委員長の指示に従っていただくようお願いをしたいと思います。なお、執行部への質疑の時間ではない、賛成反対を表明する場でもない、当然結論を出す場でもないことをしっかりと共有してまいりたいと思います。ただ、現時点で会議規則や要綱をまだつくっておりませんので、ただいま説明したことをもって、試行ということになるということを御理解いただきたいと思います。今後、改めて課題等が上がってまいりましたら、検討を確定してまいりたいと思います。

最後になりますが、議会改革特別委員会でのこれら3件の今後の取り扱いですが、やってみて不具合が見つかる可能性が十分にあります。改善改良の余地が残っております

ので、引き続き実際の運用を試行しながら、よりよいものを目指して検討を重ねてまいりたいと思います。

委員の皆様、議員の皆様、執行部にも一部関わるところでございますけど、どうぞよろしくをお願いします。

以上です。

○児玉委員長 ただいま、議会改革特別委員長から説明がございましたが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 試行ということでやってみたいと思いますが、ほかに質疑はないですね。

それでは、お諮りいたします。

議会改革特別委員長から説明がありました提案のとおり、実施することに決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは、議会改革特別委員長から説明がありました件につきまして、御承知おきくさいますようお願いいたします。

続きまして、日程6、その他を議題といたします。

今定例会の発言通告に関しまして連絡事項がございます。

事務局から説明をお願いします。

局長。

○田中議会事務局長 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を考慮しまして、さきの5月臨時会、6月定例会、8月臨時会におきましては、議会運営委員会での申し合わせを踏まえ、本会議と常任委員会等につきましても、速やかに事前通告していただくよう、御協力をお願いさせていただきまして、会議運営を行っていただいたところでございます。

今定例会におきましても、発言の通告に関しまして非常に短時間にはなってしまいますが、9月8日の本会議については9月3日木曜日の17時までに、以降の常任委員会、本会議につきましても適宜速やかに、事前通告への御協力をお願いいたしたいと思います。

通告書の提出に当たりましては、会議時間の短縮や説明員の待機人数の縮減など、円滑な会議運営のため、項目だけでなくできるだけ具体的に内容の記載につきまして、御協力をお願いいたします。

なお、委員会での審査の過程において、説明の内容等によりましては、急遽、また追加での質問を必要とする場合もあろうかと思えます。執行部には御協力をお願いしたいと考えております。

また、一般質問のヒアリングにつきましては、具体的に何が聴きたいのかを明確にしておいていただきますよう、引き続きお願いいたしますとともに、できるだけ接触の時間を避けるため、密にならないような会場の設定でありますとか、60分以内であるという時間制限、それからS k y p eの活用等も検討をお願いいたしたいと思います。

以上でございます。

○児玉委員長 ただいま事務局から発言の通告に関して、御協力の連絡がありましたが、引き続き御協力のほうよろしく願いいたします。

また、執行部のほうにも、特に委員会では審査の過程において、事前通告があるもの以外にも、答弁等の対応をお願いすることもあるかと思いますので、御協力のほうよろしく願いいたします。

連絡事項は以上でございます。

本日の協議・連絡事項について、会派の代表におかれましては、各会派所属の議員に御周知をお願いいたします。

また、執行部におかれましても、本日の内容について、内部で御周知をいただきますようお願い申し上げます。

以上で、予定されていた日程は全て終了いたしました。

以上で、議会運営委員会を閉会いたします。

御苦労さまです。

11時06分 閉会